

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第21条第2項の規定により、次のとおり環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成した。

平成27年10月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 岩手県
- (2) 代表者の氏名 達増拓也
- (3) 主たる事務所の所在地 盛岡市内丸10番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 高森高原風力発電事業（仮称）
- (2) 種類 風力発電所の設置の工事業
- (3) 規模 最大出力25,300キロワット

3 対象事業が実施されるべき区域 二戸郡一戸町出ル町、女鹿及び奥中山地内

4 関係地域の範囲 二戸市及び二戸郡一戸町

5 評価書等の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 場所 岩手県企業局業務課並びに二戸市役所、二戸市浄法寺総合支所及び一戸町役場
- (2) 期間 平成27年10月23日から同年11月24日まで（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- (3) 時間 午前8時30分から午後5時まで